

国土交通省の公表案件について

平成21年8月5日

このたび、社団法人カーテンウォール・防火開口部協会が、国土交通大臣の認定を取得している防火設備(防火戸)の一部について、国土交通省より大臣認定仕様と異なる仕様で販売しているのご指摘があり、その旨の公表がありました。

ご使用のお客様はじめ関係各位には、多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

なお、本件に対するお問い合わせ先、該当する形式および今後の対応等について、下記のとおりお知らせいたします。



1. お問い合わせ先 ※事務所移転にともない下記に変わりました。(平成28年7月25日)

一般社団法人 カーテンウォール・防火開口部協会

住 所 : 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

電 話 : 03-6459-0730

受付時間: 午前9時～午後5時(月～金)

2. 当協会と大臣認定

当協会は、ビルや住宅に使用されるアルミニウム合金製窓の防火戸に関し、防火設備として国土交通大臣の認定を取得し、会員企業がこれを利用して防火戸を供給しております。

3. 本件にいたる経緯

当協会は、下記の仕様(形式)について、大臣認定仕様と同等と考えられるものとして運用しておりましたが、今回認定仕様と異なる仕様で販売しているとして国土交通省より公表されました。

4. 該当する形式

◇ 主にビル、マンション用

アルミニウム合金製引き窓[EB-9102]のうち

: 引きドアにおいて床と戸の隙間寸法(チリ寸法)が8mmを超え10mm以下のもの

アルミニウム合金製ルーバー窓[EB-9104]のうち

: ガラス羽根板のかわりにアルミニウム合金製押出型材の羽根板を用いたもの

アルミニウム合金製開き窓[EB-9107]のうち

: 片開きドアの中に上げ下げ窓を内蔵したもの

: 開き框ドアのうち高さ寸法(h)が1800mmを超え2200mm以下のものにおいて、吊元側の支持部品(ピボットヒンジ等)が2点のもの

: 開きドアにおいて床と戸の隙間寸法(チリ寸法)が8mmを超え10mm以下のもの

アルミニウム合金製引き自動ドア[EB-9108]のうち

: 引き自動ドアにおいて床と戸の隙間寸法(チリ寸法)が8mmを超え10mm以下のもの

◇ 主に戸建住宅用

アルミニウム合金製はめ殺し窓[EB-9111]のうち

: ガラスのかわりにガラスブロックパネルを設置したもの

: 幅寸法(w)が1850mmを超えるもの

: 高さ寸法(h)が2300mmを超えるもの

アルミニウム合金製引き窓[EB-9112]のうち

: 引き戸の中に上げ下げ窓を内蔵したもの

アルミニウム合金製プロジェクト窓[EB-9116]のうち

: 幅寸法(w)が850mmを超えるもの

◇ 対象商品の見分け方

[\(別添説明資料をご参照願います\)](#)

5. 今後の対応について

今後正式な手続きにより、大臣認定仕様の追加を行なう等、国土交通省のご指示に沿って適切に対処させていただきます。

以上